

信用保証制度一覧表

(R8.4.1現在)

制度名		貸付限度額	保証期間	貸付利率 ①責任共有対象 ②責任共有対象外	信用保証 料率	
普	通	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20年			
長	期	2,000万円～2億円	運転5～15 設備5～20	金融機関 所定	0.45～2.20	
小	口	2,000万円	10		0.50～2.20	
市	町	500万円	10	1.55	0.91	
商	工	証貸1,000万円 当貸500万円	証貸10 当貸2(更新可能)	1.95	証貸0.30～1.75 当貸0.24～1.47	
ア	ド	3,000万円	3	2.50以下	0.45～1.35	
特	定	5億6,000万円	7		0.45～1.90	
財	務	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	設備10、運転7、当貸2		0.39～1.62	
手	形	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	1		0.45～1.90	
当	座	2億8,000万円	2(更新可能)		0.39～1.62	
事	業	2,000万円	2(更新可能)			
ビ	ジ	300万円	2(更新可能)			
無	担	2億円	2(更新可能)			
無	担	5,000万円	2(更新可能)			
事	業	2億円	10			
流	動	2億5,000万円	1(更新可能)			
予	約	2,000万円	5			
事	業	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
危	機	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
東	日	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
事	業	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15			
事	業	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15			
条	件	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15			
ス	タ	3,500万円	10			
事	業	8,000万円	10			
ブ	ロ	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
経	営	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	設備7、運転5 (借換10)			
協	調	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
モ	ニ	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10			
島	一 般 融 資	一	設備8,000万円 運転5,000万円 借換8,000万円	設備12、運転7、 借換10	①1.55 ②1.40	0.40～1.70
		一	8,000万円	10		0.65～2.15
		小	2,000万円	10	②1.30	0.20～1.20
		小	2,000万円	10	①1.45 ②1.30	
	特 別 融 資	創	設備5,000万円 運転3,000万円	設備12、運転10	①1.35 ②1.20	0.20～1.50
		再	5,000万円	10	①2.35 ②2.20	
		新	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転10	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
		経	2億8,000万円	15	①1.65 ②1.50	
		協	2億8,000万円	10	①1.50	
		経	2億8,000万円	15	①1.75 ②1.60	
	緊 急 融 資	セ	8,000万円	8	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
		災	設備5,000万円 運転3,000万円	12	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
		災	その都度知事が定める	同左	同左	同左
経		その都度知事が定める	同左	同左	同左	
ソ		運転6,000万円	7	①1.05 ②0.90	0.40～1.70	
ソ		土地設備2億円	15	①1.05 ②0.90	0.45～2.20	
ま		設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転7	①1.35 ②1.20	0.40～1.70	
中 振 小 規 模 企 業 資 金 育 成	事	2億円	15	①1.05 ②0.90	0.45～2.20	
	成	土地設備2億円 運転8,000万円	設備15、運転7	①1.05 ②0.90		
	経	土地設備2億円 運転8,000万円	設備15、運転10	①1.05 ②0.90		
企		20億円	15	①1.05 ②0.90		

注1) 財務情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に料率区分①～⑨の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。
 なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、料率区分⑤の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。
 ①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る)に係る連帯債務を負担する事業者

注2) 小口零細企業保証(クロス)、小規模企業特別資金(全国小口)を利用する事業者は、既保証付の融資残高(根保証・当座貸越等は極度額)と新規申込額との合計が2,000万円以下となること。

注3) セーフティネットの対象となる事業者は保証料率が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)となります。なお、料率区分が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)以下に該当する事業者については、低い保証料率を適用します。

注4) 市町村提携創業保証「創」における借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担ゼロとなります。

注5) 会計参与設置会社に対する割引(▲0.10%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.10%)が適用される場合があります。

注6) 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)、経営改善サポート資金において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.20%の上乗せとなります。ただし、事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)、経営改善サポート資金において借入時の保証料率は国補助後、一律0.40%となります。

注7) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、保証料率は+0.25%又は+0.45%の上乗せとなります。

注8) 「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」、「一般資金(経営者保証非提供枠)」における借入時の保証料率は国補助により0.05%の引下げとなります。

注9) 「協調支援型特別保証」、「協調支援型経営課題対応特別資金」で本制度と同時に一定額のプロパー融資を受ける場合は国補助により借入時の保証料率が0.15～0.63%の引下げとなり、経営行動計画を策定される場合は国補助により借入時の保証料率が0.11～0.47%の引下げとなります。

注10) 「モニタリング強化型特別保証」における借入時の保証料率は国補助により0.22～0.95%の引下げとなります。